

令和3年度 第2回桜井市小中学校適正化実施計画策定検討委員会  
会議録（概略）

1 日 時

令和3年 11月 18日（木） 15:00～16:00

2 場 所

桜井市役所 2階 大会議室

3 出席者

(1) 委員（19名）

藤井守委員，菅原克博委員，西浦哲委員，東山利也委員，岡田光司委員，石井喜代委員，中上真己委員，平田純子委員，松室明夫委員，森田真視委員，田中雅和委員，間井谷倫子委員，中西豊委員，的場大洋委員，中山芳一委員，山下貴司委員，井戸良美委員，青木浩之委員，藪内誠一委員

(2) 事務局（4名）

河合教育総務課長，阪本学校教育課長，小山教育総務課総務施設係長，山本学校教育課アドバイザー

4 会議の成立

委員 19名中、19名出席で、委員の過半数が出席しており、桜井市小中学校模適正化実施計画策定検討委員会要綱第6条第2項の規定により会議が成立

5 協議事項

(1) 議事

①小中一貫校の設置場所について

- ・小中一貫校の設置場所の施設状況について
- ・小中一貫校設置場所に関わる土砂災害警戒区域等の指定について

②令和4年度以降のスケジュールについて（予定）

③その他

6 資料

- ・次第
- ・委員名簿
- ・小中一貫校設置場所の施設状況について〈資料1〉
- ・小中一貫校設置場所に関わる土砂災害警戒区域等の指定について〈資料2-1〉

- ・ 想定最大規模降雨により浸水した場合に想定される水深〈資料2-2〉
- ・ 令和4年度以降のスケジュールについて（予定）〈資料3〉

## 7 協議内容

### (1) 議事

#### ①小中一貫校の設置場所について

委員：事務局の話は納得できる。ひとつ確認したいことは、桜井東中学校の運動場に校舎を建設する場合は、旧校舎を取り壊して運動場にするようになるが、運動場はどうなるのか。

事務局：まだ具体的な回答をすることは難しいが、校舎の配置の計画を立てて進めることになる。例えばテニスコートや南面を利用できるのであれば、現状の運動場を残しながらの計画を考えたい。また、運動場や駐車場は不足なく整備したい。校舎の建設工事の期間は、運動場の使用は制限される。新校舎を建設後に旧校舎を取り壊して運動場を整備するかたちになる。

委員：旧校舎の取り壊しは令和12年度の開校時より遅れる可能性があるのか。

事務局：開校自体は12年を目指す、同年度中に旧校舎の取り壊し工事を行うことになる。

委員：事務局案は良いと思う。校舎の長寿命化案が出ているが、新しく小中一貫校を開校するのであれば、新校舎の建設を強く希望する。

会長：校舎の長寿命化より新校舎の建設を要望するということで事務局には留意していただきたい。

委員：新校舎は体育館を含め建て直しを考えているのか。

事務局：体育館は1994年3月に建設しており、比較的新しいため、体育館は現状のものを残すかたちで進めたい。

委員：桜井東中学校の場所が妥当である。小中学校の児童・生徒が体育の授業で同時に運動場を使用することは考えているのか。

事務局：開校する場合の小中学校のクラス数は把握できている。また体育の時間に潤沢に運動場を使用できるかは不明である。しかし、運動場だけではなく体育館を併用して使用するので、通常の授業は可能であると考えている。

委員：体育館は警戒区域となっているが、体育館を現状のまま活用する場合、災害時に体育館を避難場所として使用することは可能なのか。

事務局：浸水に関しては対策が可能である。しかし、土砂災害対策については費用面でも市単独で行うのは難しい。例えば校舎は土石流を遮るようなかたちで建設する等、様々なパターンを考えて避難場所として使用できるようにしたい。

委員：現状の桜井東中学校の通学方法は、朝倉台は電車、朝倉台以外はバスを利用している。小中一貫校が開校した場合、児童生徒の通学方法として公共交通とスクールバスとある。これは、児童生徒全員がスクールバスになるのではなく現状のように公共交通と併用するかたちとなるのか。

事務局：現状ではスクールバス導入に向けて動いており、費用面から様々なパターンを検討している。例えば4年生までをスクールバス、5年生以降をコミュニティバスや電車通学にする等である。今後さらに検討していきたい。

委員：令和12年度に新校舎が建設された後、残った初瀬小学校や朝倉小学校の跡地はどう考えているのか。

事務局：令和12年度以降の跡地利用は、実施計画策定後、検討することになる。朝倉校舎については、遺構等の関係により、すぐに売却ということにはならないと考えている。

委員：プールは小学校と中学校で共用になるのか。

事務局：桜井東中学校のプールは老朽化しており、現状においてどうするのかは決まっていない。敷地が広いとはいえ、低学年用プールを屋上に設置する等、これからの計画で様々なパターンを検討していきたい。

委員：校舎建設のために工事車両が入る際、桜井東中学校へのアクセス道路はあるのか。

委員：運動場には出入口があり、その出入口へのアクセス道路はあるが、一方通行で狭路である。工事車両のアクセス道路については、校舎の建設工事とともに考える必要がある。

委員：小中一貫校として桜井東中学校区以外の人でも入学できることだが、校区外の人にはどのような条件で入学できるのか。

事務局：現時点で条件は特に設けていないが、小中一貫教育に賛同してくださる方には入学を認める方向で考えている。希望者が多ければ人数制限をする可能性もある。

委員：途中入学も認めるのか。

事務局：特認校の要綱を検討していく中で、決めていきたいと考えている。

委員：桜井東中学校区の児童生徒は他校区の学校には行けないのか。

事務局：その通りである。

会長：たくさんの意見をいただき、ありがたく思っている。事務局案である「桜井東中学校校舎の場所に小中一貫校を設置するのが最も妥当である」ということで承認いただいた。

## ②令和4年度以降のスケジュールについて（予定）

特に意見なし

## ③その他

協議事項なし

## 8 次回委員会について

事務局：第3回検討委員会は、令和4年1月27日（木）16時から本庁3階の災害対策本部室で開催予定である。また、第4回の検討委員会は令和4年2月22日（火）16時から開催予定である。